

# 『(仮称) 越谷市パートナーシップ宣誓制度』の考え方 に対する意見募集の結果及び市の考え方について

## 1. 意見募集の概要

(1)募集期間 令和2年9月15日(火)～10月14日(水)

(2)募集対象

- ①市内に住所を有する者
- ②市内の事業所等に勤務する者
- ③市内の学校に在学している者
- ④その他案に関して利害関係を有する者

(3)周知方法

広報こしがや9月号及び市ホームページ

(4)閲覧場所

人権・男女共同参画推進課、情報公開センター、男女共同参画支援センター

(5)意見提出方法

- ①直接持参
- ②意見箱(閲覧場所に設置)による受付
- ③郵送
- ④ファクス
- ⑤電子メール

## 2. 意見募集の結果

意見提出者 8名(12件)

## 3. 意見の概要と市の考え方

いただいた意見と、それに対する市の考え方は、次ページのとおりです。

制度全体についての賛成意見	市の考え方
<p>○ 検討していただき、ありがとうございます。</p> <p>○ 基本的な人権問題を解決していく為の手段の1つとして、必要な制度です。自分の住む街が、自分のような存在を公に認めてくれた。それは、彼らの命と人生を支えるだけでなく、彼らが自分の街を誇りに思い愛情をもてる理由の大きな1つにもなり、越谷市の更なる発展につながっていくはずです。</p> <p>越谷市が優良先進事例となり、又 出来るだけ早期に、埼玉 12 市町間での相互利用が出来るよう、中核市としてのリーダーシップを期待しております。</p> <p>○ 越谷市でもようやくこうした動きが出て安心しました。法的にも認められるべきではありますが、まずは一步踏み出したといえる素晴らしい制度だと思います。</p> <p>○ この制度が施行されたからといってLGBTの人間が増えることはありません。見えていないだけで、今も昔も変わらず存在しています。この制度は、愛し合い、共に生活をしていきたいと決めた二人をただ証明するための制度です。誰も損をすることがない幸せな制度です。どうか創設してください。</p> <p>○ この制度の創設により、他の自治体と連携して、同性婚実現のファーストステップとなることを希望します。理解や寛容が必要なことは言うまでもありませんが、理解や寛容が不十分でも、法律や制度によって守られていることを実感できる社会になることを望みます。</p>	<p>本制度に法的効果はありませんが、法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい性的少数者のカップルに対して宣誓証明書等を交付することで、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。</p> <p>まずは、本制度を契機として、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための社会機運の醸成をより一層進めていきたいと考えています。また、市民や事業者の方々への、研修、講座・講演会などの人権啓発を引き続き行ってまいります。</p> <p>さらに、自治体間の相互利用等につきましては、県内をはじめとした他自治体の運用状況等を踏まえながら、検討してまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後の性的少数者に係る施策を推進していく際の参考にさせていただきます。</p>

制度全体についての反対意見	市の考え方
<p>○ L G Bの方はテレビなどで拝見しますが、すでに自己の存在を自由に主張していて、差別に困っていると思いません。Tの方については、長い間悩んでいらっしゃると思いますが、だからといって、注目を浴びたいとは思っていらっしゃると思います。性的少数者を差別の対象とすることはもちろん悪いことですが、制度の必要性を感じません。制度化、条例化することによって、学校での教育にも影響を及ぼすことになり、子どもたちはもちろんその親たちにも混乱と差別を生じさせます。人権を重んじるなら、まず自己の尊厳や自己肯定観を育てることが大切だと思います。もっと市民の意識の向上に資することを願います。</p> <p>○ 人権と差別をすることは良くありませんが、近年のL G B Tに対する施策は行き過ぎていると思います。異性婚家族を大切にする立場から、同性婚の合法化は反対です。</p>	<p>制度内容の検討にあたり、会議や意見交換会等において、当事者の方々からご意見をいただきました。性的少数者のなかには、ひとりで悩んでいて、カミングアウトできない方々が多いと伺いました。</p> <p>まずは、本制度を契機として、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための社会機運の醸成をより一層進めていきたいと考えています。また、市民や事業者の方々への、研修、講座・講演会などの人権啓発を引き続き行ってまいります。</p>

「パートナーシップ」の定義についての意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度導入には大賛成ですが、なぜ、異性カップル(事実婚)を排除してしまうのでしょうか？異性、同性関係なく全ての人が利用可能な制度こそ、多様性の理念に即した制度と言えます。制度の対象とならなかったことにより、生きづらさを深めてしまう人が生まれることは、あってはなりません。</li> <li>○ 現行の婚姻制度において、大事な名前を捨てることに昔から疑問を抱いています。この制度の定義における、パートナーシップは異性間でも同じであり、宣誓制度に「事実婚」「異性間」も対象にしてほしい。「性的少数者」に限定するのは差別ではないですか。</li> <li>○ 性的少数者に限らず、事情があり婚姻制度を利用できない男女の事実婚にあたる方も対象にしてほしい。</li> </ul>	<p>現状では、同性カップルは法律婚ができないため、さまざまな法的利益が享受できず、異性カップルと比べて、社会生活上の不利益が大きいといえます。</p> <p>本制度に法的効果はありませんが、法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい性的少数者のカップルに対して宣誓証明書等を交付することで、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。</p> <p>まずは、本制度を契機として、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための社会機運の醸成をより一層進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、事情があり婚姻制度を利用できない男女の事実婚については、国における「夫婦別姓」の議論も含め、今後の社会情勢の変化に応じて検討してまいります。</p>

「近親者」についての意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近親者の要件において、パートナーシップを目的とした養子縁組は除くよう希望します。</li> </ul>	<p>制度がないがために、パートナーシップ目的で普通養子縁組をされたお二人は対象にしたいと考えております。制度開始後にご相談ください。</p>

その他の意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この制度が施行されても、当事者それぞれの事情により、宣誓しない方もいると思います。姿の見えない当事者、声をあげない、声をあげることのできない当事者の存在を常に意識してほしいと思います。</li> </ul>	<p>まずは、本制度を契機として、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための社会機運の醸成をより一層進めていきたいと考えています。また、市民や事業者の方々への、研修、講座・講演会などの人権啓発を引き続き行ってまいります。</p>